

241 枢密顧問官林頼三郎旅行の件に付指令

〔昭和二十二年一月〕

昭和二十二年一月六日

枢密顧問官 林 頼三郎 花押(林)

(注記2)
二二二 二号

昭和二十二年一月六日

枢密院議長 清水 澄 印

内閣総理大臣 吉田 茂殿

枢密顧問官林頼三郎旅行ノ件別紙之通及進達候

回

枢密顧問官林頼三郎旅行の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年一月七日

内閣総理大臣 吉田 茂 印

(注記1)

人關第二二号	起	昭和二十二年一月	日	裁可	昭和二十二年一月七日	施
案		決定	昭和	年月日	行	昭和二十二年一月八日

内閣(林)〔書記〕(加筆)〔事務〕官(岩倉)

内閣総理大臣 花押(吉田) 内閣書記官長(林) 内閣副書記官長(周東)

枢密顧問官林頼三郎旅行の件は上裁を経て左のとおり指令することに致したい

指令案

枢密顧問官 林 頼三郎

新潟県下へ旅行の件被聞食

旅行願

小官儀所用ノ為新潟県下へ旅行仕度候ニ付本月八日ヨリ向フ一週間御暇賜度此段奉願候也

(注記1)

〔三〕(簿冊内件名番号)

(注記2)

〔内閣人關第二二号〕

(注記3)

〔□□□人事課 22.1.〕

〔昭和二十二年 公文雜纂 卷二十九 採余公文(旅行) 2A, 29-1, 3122〕